

働き方改革関連法を含め “毎月無料開催”

労働実務基礎講習のご案内

経営者・管理者が
法律を知らないなんて何事だ！
だからこんなことになるんだ！
ちゃんと責任を果たせ！

時間外労働上限規制
有給休暇取得義務化
対応はお済ですか？

労働の法律を知らないと “どえりやあこと” になります

大変なこと・労働トラブル

法令違反、労使紛争等で企業が大きな責任を負う、労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理を行うためには、トラブルの実態を知り、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の労働法令の知識の習得が不可欠です。そこで一般社団法人 名北労働基準協会では、平成31年4月1日以降に順次施行された「働き方改革関連法」を含む、労働法令の基礎を学ぶ「労働実務基礎講習」を毎月無料開催しております。ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮

半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

実施 一般社団法人 名北労働基準協会 後援 名古屋北労働基準監督署

労働の法律を知らないと こんな“どえりゃあこと”になります

どえりゃあこと1 法違反となり行政指導を受けたり処罰されることがあります

令和元年の名古屋北労働基準監督署の監督指導では51%の事業場に労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められております。違反が認められると是正勧告書が交付され、期日までに違法事実の改善とその報告が求められますが、賃金不払(サービス)残業の場合は、最大2年間の割増賃金の遡及支払が必要となることもあります。

違反が改善されない、違反が死亡労働災害、過労死、過労自殺等の重篤な結果に結びついた場合は、法人・経営者・管理者等が検察庁に送検後起訴され、有罪となれば罰金・懲役等の刑事罰が科されることもあります。

労働に関する法律は100近くあるため、法律全体の違反率はさらに高くなります。

働き方改革関連法が平成31年4月1日以降に順次施行され、労務管理は一層難しくなりました。

(写真は全てイメージです)



行政への労働者の申告

労働者は自社の違法行為を労働基準監督署等の行政に申告することが可能です。



行政の監督

労働基準監督署は事業場に臨検(立ち入り調査)等の監督を行います。



行政の指導

監督で法違反が認められた場合、是正勧告書が交付され改善が求められます。



刑事上の処罰

改善を行わない、違反の結果が重篤な場合、送検・起訴され刑事罰が科されます。

どえりゃあこと2 労働者と争いとなり損害賠償請求等をされることがあります

近年、企業と労働者との労働に関する労使紛争が増加しております。解雇理由、有期契約労働者の雇止め、労働条件引き下げ、パワハラ等の問題は、民事問題であり労働基準監督署等の行政が指導したり、罰則が科されることはありません。

しかし、このような民事問題を解決する各種制度が今は整備・周知されており、企業とのトラブルを抱えた労働者が数多く利用しております。

労使紛争の発生は、その解決に多くの費用と時間を要し、労使の健全な関係を崩してしまいます。

このような労使紛争を防ぐためには、労働契約の民法の特別法「労働契約法」の理解が不可欠です。



労働局あっせん

都道府県労働局紛争調整委員会のあっせんは、民事上の労使紛争を原則1回2時間で解決します。平成13年度から3.7倍に増加。



地方裁判所労働審判

民事上の労使紛争を3回の労働審判で解決します。裁判官の呼び出し拒否には罰金が科されます。平成18年から3.2倍に増加



合同労組との団体交渉

労働組合がない企業、加入できない非正規労働者の力強い味方の合同労組。団体交渉は拒否できません。労働法令・交渉の達人です。



労働裁判

平成になって5.3倍に増加した労働裁判。過労死、過労自殺に関する裁判では2億円近い損害賠償請求もあり、企業を窮地に陥れます。

どえりゃあこと3 会社の信頼を失い社員・求職者・顧客が離れることがあります

労働災害、賃金不払残業、労使紛争等がマスコミ、SNS等で広まると、企業はその内外での信頼を失います。労働者はインターネット等で容易に自社の労務管理が正しいかを知ることができ、企業のブラック度等の情報も出ています。労働法令の違反があることは、社員の定着・募集の妨げとなります。さらに、企業に法令遵守が求められる現代、顧客・利用者さえも失うことに繋がります。



どえりゃあこと4 上記の悪影響・損失で会社の繁栄を損なうことがあります

武田信玄の言葉「人は石垣、人は城」にあるように、企業を支えるのは“人”です。労働法令違反により、その解決のため多くの損失を出し、“人の和”を失った企業は、繁栄への原動力を失います。

労使一体となり企業を伸ばすためには、“人”を司る労働法令と適正な労務管理を学ぶことがその第一歩となります。



できますか？ 労働法令の義務 いろはの“い”

- 雇入れ、労働契約更新時に労働条件を書面明示する
- 時間外・休日労働(36)協定を締結・届出している
- 有給休暇を与え、取得させている
- 必要な有害・危険業務の安全衛生教育を行っている
- 労働保険・社会保険に加入している
- 労働時間を適正に把握・管理している
- 割増賃金を正しく支払っている
- 必要な安全衛生推進者・管理者等を選任している
- 労働者には年1回健康診断を受診させている
- 業務・通勤災害は労災保険を使っている

※いずれも労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法が定める会社の義務です。

“どえりゃあこと”を起こさない第一歩 「労働実務基礎講習」のご案内

愛知県下の各労働基準協会では、労働トラブルを防止し円滑な労務・安全衛生管理を行うための、労働法令に関する基本的な知識を学ぶ、「労働実務基礎講習」を毎月**無料開催**しております。

労使一体となりさらに伸びる企業とするため、多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

1. 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員	駐車
令和7年 2月4日(火)	13:30~16:30	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	40名	不可 近隣有料 駐車場多数あり
3月11日(火)	13:30~16:30	小牧勤労センター 3階「大研修室」 小牧市大字上末2232-2	40名	可
4月9日(水)	13:30~16:30	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	40名	不可 近隣有料 駐車場多数あり

2. 内容

<p>①労働トラブル発生時の企業責任</p> <p>トラブルの現状 トラブル発生の原因 発生時の企業責任</p> <p>講習総括【労働小話】 “人は石垣 人は城” 武田信玄の教えと 労務管理の奥義</p>	<p>②労働基準法の概要と実務 <small>法改正を含む</small></p> <p>雇入れ・解雇の注意点 時間外労働・上限規制 割増賃金の支払い 有給休暇と取得義務化</p> <p>【労働小話】 過労死する人しない人 脳心臓疾患と 労働時間の関係</p>	<p>③労働安全衛生法の概要と実務 <small>法改正を含む</small></p> <p>安全衛生管理体制 安全衛生教育 健康管理の強化 安全配慮義務</p> <p>【労働小話】 “労働災害に遭う確率” 定年まで 無事働けますか</p>	<p>④労働保険の概要と実務</p> <p>加入対象者と保険料 労災保険の手続 雇用保険の手続 事業主等労災特別加入</p> <p>【労働小話】 公的保険の ブラックホール からの脱出</p>	<p>⑤労働基準協会の活動内容</p> <p>DVD「労働クライシスからの企業防衛」 活動内容と入会状況 入会時のメリット</p>
---	---	---	---	--

労働トラブル発生時の企業責任(ベラルディ)

行政への責任
行政処分(懲戒・罰金)
行政指導
労働基準監督署
労働基準法
労働契約法
労働基準法
労働基準法

刑事上の責任
刑事罰(懲役・罰金)
労働基準法
労働基準法
労働基準法
労働基準法

民事上の責任
民事訴訟(慰謝料・損害賠償)
労働基準法
労働基準法
労働基準法
労働基準法

社会的責任
企業イメージの低下
労働者の離職
労働者の健康被害
労働者の安全衛生

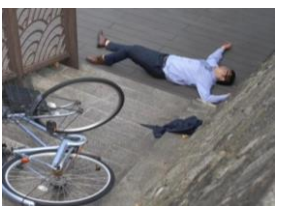
改正労働基準法 特別条項の上限

①時間外労働 年720時間以内
②時間外労働と休日労働 週40時間以内
③時間外労働と休日労働 月100時間未満

④時間外労働と休日労働 月100時間未満
⑤時間外労働と休日労働 月100時間未満

安全衛生管理体制の確立

① 10名未満 安全衛生推進者
② 10~50名未満 安全衛生推進者
③ 50名以上 安全衛生推進者
④ 100名~1000名以上 安全衛生推進者
⑤ 1000名以上 安全衛生推進者



労働トラブルが発生すると企業には、行政への責任、刑事上・民事上・社会上の責任が発生します。

労働基準法改正により、時間外労働に罰則付き上限が設けられ、無制限の長時間ができません。

事務所・工場等の事業場には労働者数、業種によって、安全衛生推進者・管理者の選任が必要です。

システム開発業を営む社長の山崎さんが労働災害で1級障害者に。家族の将来を変えた公的保険のブラックホール。

パートさんの雇止めをめぐる合同労組との団体交渉。合同労組執行委員長の最後の言葉に感動します。

パワーポイントスライドを使い、随所に労務管理の目指すものを語る労働小話を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、これからの労務管理の参考としていただける内容です。

愛知県下の15の労働基準協会は計13,000社の会員で構成される事業主団体です、講習の開講挨拶も参加者と同じ立場となる、協会の役員企業の担当者が順次行います。



3. 講師

一般社団法人 名北労働基準協会

副会長・専務理事
特定社会保険労務士・RSTトレーナー
労働基準協会 社会保険労務士受験対策講座
主任講師 労働基準法担当講師
上記①②⑤担当講師 **市之瀬 高 司**



理事・事務局長
ホワイト企業推進本部長・RSTトレーナー
労働基準協会 社会保険労務士受験対策講座
労災保険法担当講師
上記③④担当講師 **石田 和 彦**



2名とも愛知県下各労働基準協会主催の講習会、企業研修等で年間100回近く講演を全国区で行うベテラン講師です。
労働基準協会に寄せられる数多い事例を基に、労働トラブルの現状とその防止対策を熱く語ります。

4. テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

5. 参加対象

- 企業経営者・新規開業者の方
- 支店長・工場長・部署長等の事業場責任者・現場管理者の方
- 労務・安全衛生管理の基礎を学びたい方
- 労働基準協会未入会事業場の経営者・担当者の方



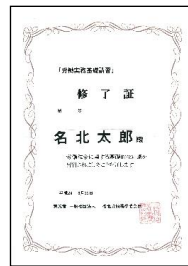
6. 会費

無料 ※ご参加は1社2名まででお願いいたします。

テキストと収録されている業務災害で病院に提出する5号様式(療養補償給付たる療養の費用請求書)記載例

7. 修了証

講習修了者には「修了証」を交付いたします。ぜひ社内に掲示していただき、労務管理について努力している企業の“証(あかし)”としていただきたいと思います。



8. コロナ対策

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日は必ずマスクをご着用のうえ、検温、消毒にご協力いただき、体調が悪い場合は参加をご遠慮願います。また、会場の配席留意と換気の徹底をいたします。

9. 会場

労務管理で頑張る企業の“証”です

- 一般社団法人 名北労働基準協会
3階「大会議室」(駐車不可)
名古屋市北区清水1-13-1

- 小牧勤労センター
3階「大研修室」(駐車可)
小牧市大字上末2233-2



公共交通機関

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口徒歩12分
「バス」市バス、名鉄バス 清水口徒歩5分
「お車」名古屋高速 黒川出口より5分



公共交通機関

小牧駅バスターミナルからピーチバス乗車
『上末バス停』から徒歩15分
※お車でのご来場が可能です
(無料駐車場あり)



お申込はこちら

申込要領

申込書を各労働基準協会へFAXで申込み下さい。当日は、開講一週間前までにFAXでお送りするご案内用紙をお持ち下さい。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

労働実務基礎講習 申込書 (コピー可)

令和 年 月 日

事業場名			TEL	() -
			FAX	() -
事業内容			労働者数	名
所在地	〒			
ご出席者 1社2名まで お願いいたします	参加番号 (記入不要)	職名	氏名	受講日 (ご参加される日程に○を付して下さい)
			フリガナ.....	2月4日・3月11日・4月9日
			フリガナ.....	2月4日・3月11日・4月9日